

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ 三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場の利用料金の承認 スポーツ振興室 1頁

お 知 ら せ

平成19年7月13日付け三重県公報第1897号に、三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場の利用料金の承認が、次のように掲載されました。

三重県告示第531号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項の規定により、三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場の利用料金を次のとおり承認しました。

平成19年7月13日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 指定管理者

財団法人三重県体育協会
理事長 田中敏夫

2 施設の名称及び利用料金の額

- (1) 三重県営鈴鹿スポーツガーデン
ア クライミングウォール

区	分	金額(円)
個人利用（1人につき）	児童生徒等	200
	その他の者	400
専用利用	児童生徒等	700
	その他の者	1,400

備考 1 金額は、1時間（1時間に満たない時間は、1時間とする。）当たりの額とする。

2 準備又は撤去するために施設等を利用する場合の金額は、上記の欄に掲げる額とする。

3 児童生徒等とは、小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者とする。

(2) 三重県営総合競技場

ア 総合競技場体育館の競技器具

区	分	単位（一式）	金額(円)
体育館	アマチュアスポーツに利用する場合	1日につき	2,000
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合		4,000
体育館別館	アマチュアスポーツに利用する場合	1日につき	1,000
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合		2,000

備考 金額は、体育館及び体育館別館を全部利用する場合の額とし、部分利用する場合は、規定の施設利用料に競技器具利用料を含むものとする。

3 利用料金の承認年月日

平成19年7月5日

4 利用料金の適用年月日

2の(1)のAについては、平成19年7月14日

2の(2)のAについては、平成19年9月1日